

第7章 施策の大綱

1 だれもが健康で安心してともに暮らせるまちづくり

すべての市民が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざすとともに、これらのセーフティネットの維持・充実に努めます。

生活の基本条件である健康の保持・増進に向け、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病の予防に取り組んでいくとともに、保健・医療・福祉の連携強化を図ります。

また、少子・高齢化や核家族化をはじめとする社会構造の変化にともない、生活のよりどころである家族のつながりや地域のつながりの希薄化などの問題がありますが、家庭や生活の拠点である地域の力や人間関係をつくる力を育み、市民自らがともに助けあえる、温かみのある地域づくりをめざして、社会福祉を充実していきます。

さらに、だれもが必要なときに適切な医療や介護が受けられるように、社会保険制度の充実を図ります。

(1) 健康の保持・増進と医療の充実

だれもが安心して健康に暮らすことができるように、健康的な生活習慣づくりに取り組むとともに、市立病院をはじめ地域の医療機関などと連携を図りながら、市民の健康の保持・増進と医療体制が充実したまちづくりを推進します。



① 健康づくりの推進

健康の源となる「栄養・運動・休養」を重視し、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じたところとからだの健康づくりを推進するとともに、市民の主体的な健康づくり活動を支援します。「自分の健康は自分で守る。」という意識啓発と病気の予防・早期発見に向けた事業を充実していきます。

② 医療体制の充実

自分自身の健康を見守ることができるように、地域の医療機関等や保健・福祉サービスとの連携を強化します。また、複雑・多様化する市民の医療に対する要望に応えるため、急性期医療や専門性を考慮した医療など、総合的な医療体制の充実を図ります。

市立病院では、地域の中核病院としての役割と自治体病院としての使命を果たし、地域の保健衛生と医療需要に適切に応えるよう努めます。

(2) 社会福祉の充実

ノーマライゼーションの理念を基本に、だれもお互いを尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすとともに、生活の安定と質の向上を図り、自立した生活を営めるよう社会福祉の充実を図ります。

① 地域福祉の推進

市民と行政との協働をはじめとするさまざまな協働によるふれあいのある地域づくりを進めます。市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりや活動の場の整備などを行うことで、ボランティアなどによる福祉活動や地域の支えあいを支援するとともに、多様なサービスが地域社会のなかで効果的・総合的に提供できるように地域福祉を推進します。

② 高齢者福祉の充実

高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域でいきいきとした豊かな生活を送り続けることができるよう、高齢者福祉の充実に努めます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなかで、高齢者が地域とのつながりや支えあいを大切にしながら、いつまでも安心して健康に過ごせるよう、健康の保持と適切な介護予防対策を推進します。また、生きがいのある生活が継続できるよう、地域活動を通じた社会参加を促進します。

③ 障害者（児）福祉の充実

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害者福祉の充実に努めます。

障害者の心身の状況やニーズにあった日常生活を支えるサービスの提供にかかわる支援と相談支援体制の充実を図ります。また、就労や余暇活動などの社会参加を促進するとともに、地域住民の障害者に対する理解が深まるよう、相互の交流を推進します。

④ 子育て支援の充実

さまざまな社会状況を背景に増大する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を促進します。

また、子育てに対する負担や不安感が強まってきたなかで、子どもが心身ともに健やかに育まれるよう、「子育て支援の充実」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「地域社会との交流などを通じて、子育てに喜びや楽しみを感じられる環境づくり」を進め、子育て家庭への支援を推進していきます。



⑤ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状況に置かれがちで、住居、収入、養育などの面で課題を抱えている家庭が多いことから、相談機能の充実、経済的支援、就労支援などを通じて、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

⑥ 低所得者などへの支援

不安定な雇用や低所得のために生活が困窮している市民に対して、国や東京都と連携して、生活相談、就労支援、公的貸付制度の活用、生活保護など生活自立のための支援を進めます。

(3) 社会保険制度の推進

だれもが必要とする時に必要とする医療サービスや介護サービスなどの社会的保障を受けることができる基盤整備を行うとともに、受益と負担の公平性を確保しながら、健全で安定した社会保険制度の運営を図っていきます。

① 医療保険制度や年金制度の推進

市民生活の前提としての医療保険制度や年金制度については、安定的な制度の運営に努めることにより、将来にわたり安心して暮らせる社会を推進します。

国民健康保険では、安定的かつ持続可能な運営を行うため、制度の周知を図るとともに、財政運営の健全化や医療費の適正化などに努めます。また、国民年金では、関係機関との連携を図りながら制度の周知に努めます。

② 介護保険制度の推進

在宅介護の環境を整えつつ、質の高いサービスを提供していくために、介護サービス基盤の整備や人材への支援を行うことにより介護保険サービスの確保に努めます。

保険給付の円滑な運営と給付の適正化を図るとともに、介護支援ボランティア制度などの介護予防事業を推進します。



2 人と文化を育むふれあいのあるまちづくり

教育の目的は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあります。

本市では、幼児期から青年期までの年代の子どもたちが、さまざまな取組みを通じて、将来を生きぬく力をもった、地域・社会に貢献できる人間の育成を進めます。

また、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を活かすことができる社会の実現をめざします。

新たな時代が求める人材を育成するため、市全体で総合的かつ計画的な教育振興に取り組んでいくとともに、市民との協働を重視した文化・芸術・スポーツ・レクリエーションなどの活動を通し、「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」を推進します。

(1) 生きぬく力の育成

次代を担う子どもたちが、生きぬく力を身につけ、人間性豊かな市民として成長することを支援するため、学校教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成を進めます。

そのため、学校・家庭・地域などがそれぞれの特性を活かして市民総がかりで「子どもを育てる教育」をめざします。



① 幼児期の教育の振興

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。幼稚園や保育所などでは、基本的な生活習慣の定着、あいさつやことばづかいなどの社会的な生活習慣の定着に関する指導が行われるとともに集団生活を通して幼児一人ひとりの発達段階に応じ、主体的な活動としての「遊び」を通じた指導が行われています。これらの幼児期の教育をさらに支援するとともに、幼稚園・保育所と小学校が連携し、幼児期の教育から小学校教育への環境の変化に対応できるよう円滑な接続を図ります。また、社会教育活動においては、家庭教育への支援に取り組んでいきます。

② 義務教育の充実

児童生徒が多様な学びを通して基礎学力を定着することができるようにするとともに、社会性を身につけ、心身ともに充実して成長するよう、教育活動の充実を図ります。そのため、市全体の教育の質を向上させるよう、全小中学校共通の教育施策を行うとともに、各学校の特色を活かした教育活動を展開していきます。

また、障害のある児童生徒などの自立や社会参加に向け、個に応じた適切な教育的支援を行い、その持てる力を高めるよう、就学相談・教育相談体制を充実するとともに、教育内容や教育環境などの整備に取り組みます。

これらの教育活動を実施するため、安全安心で快適な学校施設の整備・改修を推進します。また学校施設の地域開放など、施設の有効活用を図っていきます。

児童生徒の健全な発育を図るため、豊かで安全な学校給食を実施するとともに、そのための環境整備に努めます。また、学校・家庭・地域を含め、食育を推進し栄養や健康、食事マナーなど、食に関する理解を深めます。

③ 青少年の健全育成

子どもたちが多くの体験や地域とのかかわりを通じ、自らの個性と能力を伸ばし、何事にも自主的に取り組む姿勢を育むことができるよう環境を整備し、社会を構成する一員としての自覚と責任を持った、心身ともに健やかな青少年を育成することをめざします。

次代を担う青少年を育成するために家庭・学校・地域が連携し、体験活動やボランティアなど地域ぐるみの育成活動をさらに推進します。

(2) 生涯学習の推進

市民、地域、行政が一体となり、連携・協働の図れる生涯学習を推進します。市民一人ひとりの自主的・主体的な生涯学習を尊重するとともに、地域・ボランティア・NPO等の市民団体や小中学校・近隣の大学・民間企業などとの連携を進め、生涯学習の成果を活かせるまちづくりを推進します。また、文化・芸術・スポーツ活動を持続的に推進するための担い手の育成や、施設の管理運営における民間活力の導入の検討など、より充実した環境の整備と市民サービスの向上に努めます。



① 生涯にわたる学習・文化・芸術活動などの振興

市民が「いつでもどこでもいきいき」と活動ができるよう、市民のニーズにあった豊富なメニューと的確な生涯学習情報の充実を図り、市民の自発性を活かした文化・芸術活動を振興し、生涯学習を推進します。

② 社会教育の充実

社会教育の充実においては、地域社会に密着して、さまざまな世代やニーズに対応した多様な学習機会の提供とグループ・団体活動への支援および育成に取り組みます。また、情報や学習の場の提供、コミュニティ形成の支援などを通じ、市民の余暇・学習活動などを支援します。

地域の情報拠点として市民の幅広いニーズに応え、市民の学習活動をサポートする図書館では、きめ細かいサービスに取り組むとともに、子どもたちが読書を通し「生きぬく力」を育むことができるよう読書活動をさらに推進します。



③ 文化財の保存と活用

市内に分布する各種文化財の保存・伝承を図りながら、市民が郷土の歴史・文化財に接する機会の充実および施設・人材の充実に努めます。また、学校教育のなかでは、伝統的文化・文化財などの活用について指導内容の充実を図り、市民共通の知識基盤づくりや将来の担い手の育成を視野に入れた教育を推進します。

④ スポーツ・レクリエーション活動の振興

すべての市民が生涯を通じて、豊かなスポーツライフが実現できるようスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に取り組みます。また、スポーツ・レクリエーション施設の整備とともに健康増進を図る施設との連携を含め、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりを推進します。



3 だれもが心豊かに暮らせる平和で安全なまちづくり

市民生活の基本として、市民一人ひとりが社会の一員として等しく尊重され、自らの意思で自由に社会活動を選択できる環境づくりを進めることにより、だれもが平和で心豊かな生活が送れる社会をめざします。

現代社会においては、人々のライフスタイルは多様化し、単身世帯も増加の一途をたどり、地域社会の結びつきも弱まっています。さまざまな地域社会の問題を解決する方法として、自助・共助・公助の連携が重要であり、公的サービスの充実を図りながら、同時に共助にあたる地域コミュニティによる解決力を高めることが必要です。そのため、地域活動を活発化しながら、コミュニティづくりを促進します。

また、大規模な自然災害や凶悪犯罪などの緊急事態から市民の「命とくらし」を守るため、市民・地域社会・行政がしっかりと連携した防災体制・防犯体制・救急救命体制を構築し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) **地域で育む共生意識と活気あふれる地域交流**

市民一人ひとりの人権を尊重しつつ、地域社会を構成する一員として相互に認めあい、声をかけあって助けあえる共生意識の醸成に努めることにより、友愛に満ちた社会の実現をめざします。

① **人権の尊重**

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と世界人権宣言で規定されています。また、日本国憲法でも、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」であり、すべての国民は個人として尊重され、「法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められています。市民憲章の理念を大切にし、子どもから大人まで、一人ひとりの人権が尊重される心豊かな社会の実現をめざします。

② **平和で友愛に満ちた社会の推進**

平和都市宣言の理念に基づき、すべての市民が世界の恒久平和を願い、平和の尊さや大切さを認識し、毎日を安心して暮らすことのできる基盤である平和を維持するために、市民一人ひとりが与えられた責務をともに果たしていくよう、意識向上に向けた啓発をしていきます。

③ 男女共同参画社会の推進

男女が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、のびやかにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを着実に進めます。また、地域や家庭、そして学校や事業所などと連携を図り、性別に起因する差別や暴力のない男女平等の意識啓発を進めていくとともに、個人として社会活動が自由に選択できる社会をめざします。

(2) コミュニティの充実と交流の推進

防災・防犯、高齢者や子どもの見守り、子育て支援や教育などで、コミュニティの必要性が再認識されています。地域には、隣近所や地域社会の理解と協力、連帯行動により解決することができる地域課題が数多くあります。地域課題への取組みに地域社会を構成する多くの市民がさまざまな手段で主体的に参加することを通して、地域への愛着や連帯意識を醸成することにより、コミュニティの充実を図ります。

また、姉妹都市や国際交流など市域を越えた交流活動を推進します。

① コミュニティの育成支援

市民の働き方や暮らし方・住まい方が大きく変化している実態を踏まえ、各地域のなかで構成され多くの住民が参加している自治会に加え、特定の目的を持ち活動するボランティアやNPOなどの市民活動団体を育成・支援することにより、さまざまな地域活動を通じた人と人との結びつきの強いコミュニティの形成を推進します。

また、多様で広域的な地域活動が円滑に進められるよう団体間の連絡・協力関係の強化を支援し、地域住民が安心して暮らせるまちづくりをめざします。

② 市域を越えた交流の推進

姉妹都市や市行事などで関係のある市町村等の交流や情報交換を今後ますます活発化していきます。また、年々増加している外国人居住者が地域の一員としての自覚を持ち、相互理解を深め、地域に溶け込めるよう、生活・文化などの交流を積極的に支援し、国際交流の推進を図ります。



(3) 安全安心なまちづくり

市民の生命・身体・財産を守るため、緊急時において迅速に対応ができる消防・救急体制の整備と防犯活動を強化し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、安全安心なまちづくりのためには、市民・地域社会・関係組織の連携・協力した体制づくりが必要です。そのため、地域活動を推進するボランティア団体の育成を図り、消防団・防犯協会・災害防止協会・女性防火クラブなどの関係団体を中軸に、自治会や自主防災組織などの地域組織や学校、各種施設、事業所などとも緊密な連携に努めます。



① 防災対策の推進

地震、台風および集中豪雨などによる洪水や土砂災害、その他大規模な各種災害に備え、災害時に必要な物資や設備などを充実させるとともに、地域を災害から守る人材の確保および育成に努めます。また、広報やインターネットなどを活用した防災知識の啓発や災害情報の提供とともに、防災訓練などを通じて、市民一人ひとりが適切な行動がとれる防災活動体制や要援護者に対する支援体制の充実強化を図ります。

② 地域ぐるみの防犯活動

犯罪のない安心して暮らせる社会をめざし、市民が地域の課題や目的に向かって、自主的・実践的活動を広げ、稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に警察署、防犯協会、自治会、防犯活動ボランティア団体、行政および市民が協力し、地域ぐるみで防犯活動を進めます。

③ 消防体制の充実

建物の高層化や都市基盤整備の進展などの都市環境の変化と複雑多様化する社会情勢に対応するため、消防本部・消防団の組織体制を強化するとともに、消防施設の整備および消防機動力の充実を図ります。

④ 救急体制の充実

救急活動に対する需要の増大に対応し、迅速で適切な救急活動を行うため、救急車の適正利用や応急救護知識の普及啓発を推進するとともに、高規格救急車および救急資機材の継続整備を行います。高度化する応急処置技術向上のため、救急隊員の育成に努め、効果的な救急体制の強化を図ります。

4 環境にやさしく活力あふれるまちづくり

地球温暖化問題が顕在化しつつあり、温室効果ガスの削減や生物多様性の確保など、地域・都市づくりのあり方の転換が求められています。このため、将来の世代にわたって持続可能で良好な環境を確保しつつ、快適な地域社会や生活環境を実現するために、市民、企業、教育機関、NPO、行政が協力して、環境負荷の低減、循環型社会の構築、快適な生活環境の確保に努めます。

また、本市の産業は、市民生活を支え、重要な基盤として機能していることから、今後もその活性化を支援していきます。あわせて、産業活動の担い手による地域社会・地域環境への配慮、貢献を推進することで、地域社会との共存・共栄による発展をめざします。

今日、商品を取り巻く環境が大きく変わっているなか、詐欺的な商法にも巻き込まれないよう消費者に適切な情報を提供するなど、消費者意識の向上を図ることにより、豊かな市民生活のあるまちづくりを推進します。

(1) 快適な環境への改善と保全の推進

有害物質による水質汚濁・土壌・大気汚染、廃棄物の不法投棄、緑の減少、地球温暖化による気候変動に対応し、社会の諸活動の持続可能性を高めることが必要となっています。生産活動でも消費生活でも省エネルギー・省資源を進め、地域から持続可能な社会の構築をめざします。

環境の悪化を防止し、豊かな自然環境を将来の世代へ継承していくため、良好な環境の保全に努めます。

① 環境負荷低減の推進

地球温暖化による気候変動などの環境悪化を防止し、持続可能な社会を構築するために、温室効果ガスの発生抑制、省エネルギー・省資源、自然エネルギーの活用など地球環境に与える負荷を減少させる施策を推進します。また、市民が低炭素化に向け個人生活レベルでのさまざまな取組みがしやすい環境の促進に努めます。

② 循環型社会づくり

限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) を基本とした資源循環型社会づくりに努めます。また、行政や市民、企業も一緒になってゴミになるものを拒否する (Refuse) 行動など、地域にあった循環型社会を推進し、時代にあわせた仕組みづくりに努めます。

③ 快適な生活環境の確保と清潔なまちづくり

人の健康を保持し生活環境を良好な状態に保ち、地域のなかで身近な環境の維持や将来世代にわたっての環境美化など、市民と協働して清潔で美しいまちづくりに向けてさまざまな取組みを推進します。



(2) 産業の振興

本市は首都圏の住宅都市として発展していますが、市内に存在する産業は、就労の場としての意義だけでなく、職住近接したゆとりある生活や豊かな消費生活を実現するためにも重要な意義を有しています。

経営意欲の高い企業の担い手の育成を支援することや、市民に対して市内産業に対する理解を深めることなどを通じて、本市の産業活性化を促進します。

① 都市農業の振興

稲城の農業が継続して発展するように、経営意欲の高い農業の担い手の育成や、市民との連携などといった新たな経営形態の導入を促進するとともに食生活が豊かになる安定した農業経営を支援していきます。また、農地を保全し都市環境との調和を図る観点から、環境への負荷が少ない農業施策を推進していきます。



② 地域社会との共生をめざす製造業・情報通信業などの工業の育成

市民に対する身近な雇用の場として、あるいはまちづくりの財政基盤としても重要な役割を果たしている製造業・情報通信業などの工業の育成に努め、安定した経営が継続できるように、人材の育成や異業種間連携などを支援していきます。また、市民のものづくりへの理解を深めることを通じ、市民に愛されるものづくりの場となるよう努めます。

③ 市民生活を豊かにする商業の活性化

人と自然とのふれあいやコミュニティなどの特徴を活かしたまちづくりのなかで、駅周辺商店街や既存商店街の活性化、地域資源を活かす逸品づくりなどを軸に、暮らしを便利に豊かにするための商業の振興を進めます。



④ まちの賑わいの創出

市民の生活や地域の雇用を支える場を駅周辺地域に創出することにより、まちの賑わいをつくり出します。

⑤ 観光・スポーツ・レクリエーションを通じたまちの活性化

豊かな自然環境を活かした観光やスポーツ・レクリエーションなどで本市を訪れる人を増やすとともに、イベントなどによって、まちを活性化していきます。



(3) 安定した消費生活の推進

消費生活に関する情報の提供や意識啓発、消費に関する学習機会の充実を図り、消費者の自立性を高めるとともに、消費生活の向上を図ります。また、環境に配慮した消費生活への働きかけを進めます。

① 市民の消費生活に関する意識啓発

消費者講座や各種イベント事業を実施し、自立した消費者の育成に努めるとともに、消費者団体の自主的活動を支援します。消費者ルームを中心に情報提供や相談を通して被害の早期解決を図ります。

② 市民の消費生活環境に対する意識啓発の推進

環境の観点から自分たちの生活スタイルを見直し、市民一人ひとりが知恵を出し、生活の質を高めるとともに環境や資源・エネルギーに配慮した消費行動が推進されるよう意識啓発に努めます。

5 水と緑につつまれたやすらぎのあるまちづくり

本市は、多摩丘陵の東端に位置する豊富な緑、広い流域をもつ多摩川から取水した網目状に広がる歴史ある大丸用水路など、豊かな水と緑に恵まれています。また、利便性の高い鉄道網、広域道路網が発達し、東京都心部および周辺の都市との連絡性に優れています。これらの貴重な資源や有利な立地条件を活かし、水と緑に恵まれた利便性の高いまちづくりを計画的に進めます。また、都市の景観に配慮し、四季おりおりの変化を身近に感じ、季節が息づく魅力あるまちなみの形成をめざします。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かし、計画的な土地利用と土地区画整理事業による市街地の一体的な整備を行います。また、JR南武線の連続立体交差事業の進捗や道路・河川の整備充実を図り、だれもが安心して暮らせる良好な住みよい環境づくりを推進します。

① 計画的な土地利用の推進

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かした、安全安心で快適なまちづくりを行うため、計画的な土地利用を進めます。また、市街地環境の快適性、まちなみの美しさの創造など総合的な住環境を形成するため、市街地整備の進捗状況などを踏まえ地区計画を指定する区域の拡充を進めます。

② 市街地の整備

良好な住みよい環境づくりと公共施設の整備を図るために、土地区画整理事業などによる市街地の一体的な整備を進めます。

多摩ニュータウン区域については、住宅・商業・業務などの多機能をあわせもつ複合的で利便性の高いまちづくりに向けたまちの熟成を図ります。

京王相模原線稲城駅周辺とJR南武線稲城長沼駅周辺は、市役所・消防署の位置する行政ゾーンを含めて中心地区として位置づけ、都市軸となる道路や駅前広場の整備のための合意形成を進めます。京王相模原線若葉台駅周辺は、中心地区にならぶ若葉台センター地区として商業・業務機能の誘導を図ります。

③ 充実した道路網の整備

周辺の都市を結ぶ広域的な幹線道路については、都道の整備促進などを関係機関に要請します。市民の日常生活にかかわりの深い道路については、道路の拡幅や狭あい道路の解消など、体系的な道路網整備を進めるとともに、交通安全や防災の視点からの道路整備に取り組みます。また、道路や歩道の段差を解消するなどだれもが安心して利用できる道づくりを進めます。

④ 河川・水路の整備

多摩川の堤防強化と沿川地域の市街地整備を目的としたスーパー堤防事業を国土交通省とともに進めます。

また、地域を浸水被害から守るため、河川水路の整備を進めるとともに、市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮した整備を進めます。



(2) 安全で快適なまちづくり

市民生活の利便性を高めるために、公共交通機関の充実を図り、交通環境や生活環境、また住宅環境の向上を図ることにより、だれもが安全安心で快適に暮らすことができる、住みよいまちづくりを推進します。

① 鉄道・バス交通の充実

J R南武線や京王相模原線の鉄道運行の充実と利便性の向上、利用者のだれもが利用しやすくなるような施設の充実を公共交通機関の事業者に要請していきます。また、南武線三駅の駅前広場などの整備にあわせて、生活拠点への移動手段となるiバス（コミュニティバス）の充実や路線バス交通の再編を要請するなど、きめ細かい交通手段の検討を行います。

なお、京王相模原線稲城駅と若葉台駅間の新駅やJ R武蔵野南線の旅客化、多摩都市モノレールの整備などの構想化されている事業について、関係機関と調整を図っていきます。

② 交通安全の推進

歩行者優先の原則に立った交通安全のまちづくりを進めます。子どもや高齢者および運転者などに対する交通安全教育を重視し、一層の交通安全意識の普及・啓発に努めます。また、通学路や歩行者の多い道路での歩行空間や自転車通行帯の確保、交差点の安全対策、道路照明の増設などの交通安全施設の整備を進め、交通環境の改善を図ります。駅周辺については、鉄道高架下を利用した駐輪場の整備などにより放置自転車対策を進めます。

③ 下水道の整備

快適な生活環境づくりと公共用水域の保全を図るため、汚水排水整備区域の拡大と施設の適切な維持管理に努めます。また、既存の下水道施設が老朽化などにより更新時期を迎えることから、維持管理計画と耐震化計画の策定を進めます。

雨水排水については、浸水被害が生じないよう既存用水路の活用や雨水浸透などに配慮した雨水排水整備計画を策定し、既成市街地を中心に雨水排水整備を進めます。

④ 住宅環境の向上

成熟社会に対応した暮らしやすい快適な住環境の整備を推進するとともに、ライフスタイルの多様化や家族構成の変化、高齢化社会などに対応した多様な住宅供給の誘導を計画的に推進します。

(3) 豊かな水と緑のあるまちづくり

本市の特徴である豊かな水と緑を活かし、自然景観を維持するため、貴重な動植物・緑を保全するとともに市街地の緑化を推進し、四季を感じることでできるまちづくりを進めます。また、これらの周辺環境と調和し、都市景観に配慮した美しい魅力のあるまちなみ形成を進めます。さらに、これらの資源を有効活用するための水と緑のネットワークの形成を図ります。



① 緑を守り育てる

本市の魅力のひとつである豊富な緑を保全するため、景観的に重要な民有の斜面樹林地や動植物の生息地、市民が利用できる樹林地などを、自然環境保全地域として指定・拡充を進めます。また、市民との協働により、適切な維持管理を図ります。

あわせて、公共施設や公共空間への緑化、民有地への緑化の推進、創出を誘導していきます。

都市計画決定されている小田良谷戸公園、清水谷戸緑地の整備促進について、東京都に要請していきます。また、多摩サービス補助施設は、広域的な自然公園とするため、引き続き関係機関に共同利用の拡大や返還要請を行っていきます。

② 楽しく魅力ある公園づくり

市民の憩いの場であり防災拠点ともなる公園については、土地区画整理事業などによる市街地の整備にあわせ拡充を図ります。

広域的な利用ができる大規模な公園は、花や実、香りが楽しめる樹木の植栽、自然樹形による樹木管理、イベントの実施など市民に親しまれる公園づくりに努めます。

また、身近な公園については、市民参加型による改善提案に基づき、協働による公園の維持管理を推進します。



老朽化により更新時期を迎えている公園施設については改良を行い、利用者の安全性を確保するとともに、指定管理者制度やアダプト制度を活用し適切な維持管理に努めます。

③ 水と緑のネットワークづくり

本市の特徴である豊かな水と緑のほか、神社仏閣などの歴史的な資源、田園風景、新しいまちなみなどを楽しみ散策できるネットワークづくりを進めます。

緑道の整備や水辺の親水空間を確保し、散策やサイクリングなど自然とのふれあいや心地よい景観などを楽しめる空間づくりと、生態系に配慮した生物生息空間の創出を図ります。

④ まちなみ景観の形成

水と緑の稲城らしい自然景観を活かし、(仮称)稲城市景観条例に基づいた四季を感じることのできる美しい魅力あるまちなみの形成を進めます。

また、周辺環境と調和した公共サイン計画の策定を進めます。

6 市民とともに歩むまちづくり

社会の急激な変化とともに人々のライフスタイルや価値観が多様化するなかで、市民と行政とがそれぞれの立場を尊重し、特性を活かしながら、連携・協力する協働のまちづくりを進めていきます。

一方で、世界経済が大きく変動し、その先行きについても不透明な状況のなかで、限られた資源で効率よく行政サービスを提供していくため、多様な手法を検討・活用することで、健全な行財政運営を進めます。

(1) 市民参加の拡充

複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、計画や施策の策定過程において市民の声を聴き、施策に反映できる仕組みづくりなど、幅広い市民参加を進めます。市民と目的を共有する事業を市民と行政が協働して進めるために、情報を共有し、意思疎通を図りながら課題を共有することで、市民参加をさらに充実します。

① 市民協働の推進

行政計画・施策の立案から実施、評価に至るさまざまな過程において、各種審議会的一般公募による参加など市民が意見や提案を述べやすい環境を整えることで、より多くの市民が市政に積極的に関わることができるように、市民参加の機会の拡充を図ります。

さらに、市民参加をより一層充実するために、市民と行政が、目的を共有し、それぞれの果たすべき役割と責任に基づき、協力して活動する協働のまちづくりを推進します。



② 行政情報の透明化

市民参加や市民との協働を進める前提条件となる必要な情報を的確に提供するため、個人情報保護に配慮しつつ、情報公開を推進していきます。公文書の効率的な管理を促進するとともに、行政情報の積極的な提供や広報活動をより一層推進することにより、行政情報の透明化を進めます。

(2) 行政サービス向上のための行財政

今後の財政見通しが厳しいなかで、地方分権のもとに自立した自治体運営を行っていくため、中・長期的な展望に基づいた計画的な行財政運営を推進します。行政の効率化を図りつつ、行政資源活用の方向性や分権型社会における市民の負担と選択に基づくサービスの提供という視点を考慮したなかで、行政サービスの向上に努めます。

① 健全な行財政運営

厳しい財政事情を背景に行政改革を推進し、公共施設の活用方法や市民の信託に適切に応えられる事業などの選択により、適正な行政サービスの提供に努めます。また、分権型社会の到来のなかで、独自の施策を推進するための仕組みづくりに取り組みます。

限られた資源の効果的・重点的な配分や受益者負担の適正化など、「最小の経費で最大の効果」をめざすことにより、財政基盤の安定した健全な行財政運営を推進します。

② 自治体間の連携推進

限られた資源の有効かつ効果的な相互活用や広域的な行政課題について、周辺市との連携・協力の強化や新たな事業の共同化などを検討することで、行政サービスの更なる向上に努めます。

③ 適正な人事管理

市職員が携わる業務の性格や内容を踏まえつつ、市民サービスの維持・向上を図るため、分権型社会にふさわしい人材の育成など、時代の変化に適切・柔軟に対応できるよう、適正な人事管理に努めます。

④ 情報通信技術の活用

限られた資源を有効活用し、より効率的に事業や事務を行うため、情報システムの最適化を進めます。また、電子自治体の構築および行政サービスの向上を図るため、申請・届出のオンライン化などの検討を進めます。